

(別紙)

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部改正(案)の概要

1 改正理由

令和2年9月青森県議会第303回定例会に提案する「青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」による改正後の青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一の三の項及び十の項の規定に基づき、知事が個人番号を利用することができる事務の範囲を規定する等のため、青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号条例」という。)別表第一の三の項に規定する事務(私立高等学校等修学支援事業関係事務)に追加される「高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務」について、個人番号を利用することができる具体の事務の範囲を規定する。
- (2) 番号条例別表第一の十の項に規定する事務(国公立高等学校等修学支援事業関係事務)に追加される「高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務」について、個人番号を利用することができる具体の事務の範囲を規定する。
- (3) その他法令改正に伴う所要の整理を行う。

3 施行日

公布の日